

# お知らせ

## 税務署からのお知らせ

### ◆所得税の確定申告と納税は

3月15日(金)まで

平成24年分の税務署における所得税の確定申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。

税務署の閉庁日(土・日曜・休日など)は、税務署での相談および受付は行っておりません。ただし、郵送などや時間外収受箱への投かんにより申告書を提出することはできます。

また、税務署での還付申告書の受付などは、1月4日(金)から行っています。

毎年、期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

### ◆消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)はお早めに!

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、4月1日(月)

までです。

期限を過ぎて申告や納税をされると、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

### 【消費税の確定申告をしなければならぬ人】

- 平成22年中の課税売上高が1000万円を超える人
- 平成22年中の課税売上高が1000万円以下の人で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人

※平成22年分の課税売上高が1000万円を超える方は、平成24年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1000万円以下であっても消費税及び地方消費税の確定申告が必要になります。

### ◆贈与税の申告と納税を忘れずに

平成24年中に財産の贈与を受け、次に該当する方は、2月1日(金)から3月15日(金)までに贈与税の申告と納税が必要です。

- 110万円を超える財産の贈与

を受けた方

- 相続時精算課税制度を適用する方
- 住宅取得等資金の非課税制度(住宅資金非課税限度額1000万円または1500万円)を適用する方

- 配偶者控除の特例(配偶者控除額2000万円)を適用する方

### ◆振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができますので、手間が少なくて済みます。

また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく大変便利です。振替納税のご利用をお勧めします。新たに振替納税を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

### ◆納税は納期限内に!

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日(金)

です。期限内の納税をお済ませください。

また振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。

納期限を過ぎますと、年14.6%の延滞税が必要となりますのでご注意ください。

なお、一度に納められないときは、2分の1以上を3月15日(金)までに納め、残りの税額を5月31日(金)まで延納することができます。ただし、延納期間中は、延納する税額に対し「4.3%」の利子税がかかります。

### ◆にせ税理士行為にご用心

税理士または税理士法人でない者が、税務署などに提出する申告書や申請書の作成などの業務を行うことを「にせ税理士行為」といい、無償であっても法律によって罰せられます。

このような者に税務代理や税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要求されたり、不測の損害を被った例が少なくありませんので、十分ご注意ください。